へ　スーダンにおけるダルフール和平阻害関与者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるスーダンにおけるダルフール和平阻害関与者等を指定する件（平成十八年外務省告示第三百七十四号）で定めるものをいう。）

ト　北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者を指定する件（平成十八年外務省告示第五百四十九号）で定めるものをいう。）並びに北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を指定する件（平成二十一年外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）

チ　イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関与する者を指定する件（平成十九年外務省告示第九十三号）で定めるものをいう。）

二　居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等であって北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産の移転等の防止措置の対象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動を指定する件（平成二十一年外務省告示第三百六十五号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行うもの

○経済産業省告示第二百三十号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、平成十五年経済産業省告示第百九十三号（外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月七日から施行する。

平成二十一年七月七日

経済産業大臣　二階　俊博

本則に次の一号を加える。

三　居住者による非居住者との間で行う特定資本取引であって、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動を指定する件（平成二十一年外務省告示第三百六十五号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行うもの

○経済産業省告示第二百三十一号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百八十号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月七日から施行する。

平成二十一年七月七日

経済産業大臣　二階　俊博

本則に次の一号を加える。

四　非居住者との間で行う金融に関する役務取引であって、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産の移転等の防止措置の対象となる北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動を指定する件（平成二十一年外務省告示第三百六十五号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行うもの

○国土交通省告示第七百六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月七日

国土交通大臣　金子　一義

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
関越自動車道	群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保字原中四五二から同県北群馬郡吉岡町大字大久保字原中四三五番一まで	平成二十一年七月八日〇時
新潟線		

○国土交通省告示第七百七号

エアーネクスト株式会社からの混雑空港運航許可申請事案（事案番号平二十一第九〇〇一号）については、平成二十一年六月二十五日付け国運審第十一号により、運輸審議会から、許可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十一年七月七日

国土交通大臣　金子　一義

○国土交通省告示第七百八号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十一年七月七日

国土交通大臣　金子　一義

一　北海道端野忠志地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域

北海道北見市端野町忠志

二六六番一地先河川敷　一号
二六六番一　二号
二五九番二　三号
二五二番二　四号
二六七番五地先河川敷　五号
二六七番五　六号から八号まで
二六七番四　九号及び十号

二　富山県水須地すべり防止区域

富山県中新川郡立山町大字横江字布ヶ滝四七番地内二等三角点布ヶ滝を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を小口川左岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

基準点から一五五度一〇分四五秒　三〇二二・〇四八メートルの地点　一号
標柱一号から一〇四度一八分一六秒　一〇一・五三九メートルの地点　二号
標柱二号から一一一度一三分〇五秒　一二四・四六一メートルの地点　三号
標柱三号から一六三度五三分五五秒　四〇七・二六一メートルの地点　四号
標柱四号から四〇度三四分〇四秒　一二八・四六〇メートルの地点　五号
標柱五号から六四度五六分二六秒　一四二・〇七〇メートルの地点　六号
標柱六号から一一五度一四分二四秒　一四三・三八九メートルの地点　七号
標柱七号から一二七度一〇分一三秒　二八一・五八二メートルの地点　八号
標柱八号から二九度一六分〇九秒　二九七・八三〇メートルの地点　九号

三　島根県旭和田地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域

島根県浜田市旭町和田

七一三番五　一号
四六〇番二　二号
一七五一番二　三号
三四一番二　四号
三三九番三　五号
二八〇番　六号
一四四一番　七号
一四二三番二　八号
一四五六番五　九号
一四五六番七　十号

四　島根県深山地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた区域

島根県出雲市万田町

字越前　一一九九番三　一号
字深田　一一八四番　二号
字栃木　一一六二番三　三号